

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 令和5年6月16日（金）16:35～17:14
- 2 場所 永田町合同庁舎1階104会議室（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

- | | | |
|------|--------|---|
| 座長 | 中川 雅之 | 日本大学経済学部教授 |
| 座長代理 | 落合 孝文 | 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策
研究所所長・シニアパートナー弁護士 |
| 委員 | 阿曾沼 元博 | 順天堂大学客員教授
医療法人社団混志会 社員・理事 |
| 委員 | 堀 天子 | 森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士 |
| 委員 | 本間 正義 | 公益財団法人アジア成長研究所 |

<自治体等>

- | | |
|--------|-------------------------|
| 泊 圭子 | 北九州市企画調整局企画政策部企画課特区担当課長 |
| 北尾 多貴男 | 北九州市企画調整局企画政策部企画課特区担当係長 |

<事務局>

- | | |
|-------|-----------------|
| 淡野 博久 | 内閣府地方創生推進事務局長 |
| 三浦 聡 | 内閣府地方創生推進事務局審議官 |
| 菅原 晋也 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 海外大学卒業外国人留学生の就活支援に係る更なる規制改革
- 3 閉会

○菅原参事官 それでは、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開始いたします。

本日の議題は、「海外大学卒業外国人留学生の就活支援に係る更なる規制改革」で、北九州市にオンラインで御出席いただいております。

本日の資料は、北九州市及び事務局から提出されており、公開予定です。本日の議事についても、公開予定です。

本日の進め方ですが、まず、北九州市から10分程度で御説明いただき、その後、委員による質疑に移りたいと思います。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。

○中川座長 それでは、これから「海外大学卒業外国人留学生の就活支援に係る更なる規制改革」提案につきまして、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを始めたいと思います。

本日は、お忙しい中、御参加をありがとうございます。

それでは、早速、北九州市からの御説明をお願いいたします。

○泊特区担当課長 私、北九州市の担当をしております、泊と申します。本日は、よろしく申し上げます。

今回御議論いただくのは、令和2年3月に北九州市の提案で実現しまして、令和3年9月に全国展開されました、海外大学卒業外国人留学生の就職活動支援について、更なる規制改革を提案するものになります。

資料の2ページを御覧ください。初めに、北九州市の留学生や日本語学校の状況について、御説明いたします。北九州市には、令和4年5月時点で、2,247人の留学生がいらっしゃいます。そのうち、市内の告示校である日本語学校6校の在籍者は641名になります。留学生の皆さんは、地域の皆さんと交流されながら、日本への理解を深めて、日本での就職を目指して活動をされております。その結果、令和3年度は、市内の留学生253名が日本国内で就職いたしました。続いて、規制改革で実現したい日本語学校における海外大卒の留学生の就職活動延長の活用状況になります。これまで、市内の2校で活用されまして、8名の留学生が日本語学校卒業後に特定活動の在留資格で就職活動を実施いたしました。その結果、4名の就職につながっております。市内の日本語学校では、日本での就職を希望する留学生に対して、入学時のガイダンスや出席率の確認やコミュニケーションを重視しながら、生活状況の確認を含めまして、適切な指導を行っているところです。また、この提案に当たりまして、本市にある日本語学校にヒアリングを行いましたところ、全ての学校において、将来的には就職活動延長の制度を活用したいというコメントをいただいております。

3ページを御覧ください。ここで、現在の海外大卒留学生の就職活動延長に係る制度を改めて確認した後に、今回の更なる規制改革提案について御説明したいと思います。以前は、海外大卒の留学生の方が日本で就職を希望して就職活動を行う場合、日本語学校に在籍中に就職が決定しなかった場合は、卒業してしまうと、留学ビザが失効しまして、帰国するか、また別の専門学校などに進学してビザを延長して就職活動をする必要がありました。現在は、国家戦略特区の枠組みで実現して全国展開をされています制度によりまして、3年連続適正校に選定された日本語学校が推薦する優良学生につきましては、卒業後も就職活動の継続を希望する場合に、在留資格の切替申請を行えば、最大1年間の在留期間の延長が可能となっております。この制度の活用には、在籍する日本語学校が3年連続で適正校に選定されていることが要件となっております。適正校に選定されるためには、在籍する学生のうち、資格外活動、アルバイトとかが週28時間を超えるといった問題在籍者の割合が5%以下という要件があります。しかし、日本語学校が1年でもこの適正校にならず

非適正校となってしまった場合、たとえ就職活動の延長を希望する留学生本人が優良な学生であったとしても、卒業後の在留資格の延長が認められないとなっております。なお、大学や専門学校ですと、この適正校の選定にかかわらず、学校が推薦する優良学生につきましては、卒業後も就職活動のための在留資格の延長が認められています。このような状況を踏まえまして、今回、規制改革提案を提出しております。その提案内容ですが、まず、直近3年連続適正校ではない場合でも、就職活動実施のための在留資格、特定活動を申請時点において適正校に認定されている学校でありましたら、その日本語学校が推薦する優良学生につきましては、学校と学生が優良であるという両方を満たしている場合には、卒業後の留学生の在留資格に特区自治体が特別に関与しまして適正な在留に関する信頼性を向上させることを要件として、卒業後の就職活動継続を可能にするという内容になります。先ほど申し上げましたように、北九州市内の日本語学校では、留学生と良好なコミュニケーションを取りながら在留資格に関わる指導が行われていると私どもは認識しております。そこに特区自治体の関与を加えることによって、この提案が実現した後に、さらに適正な運用を目指していきたいと考えております。

4ページを御覧ください。最後に、特区自治体の関与について、御説明いたします。対象となる学生は、日本語学校が推薦する優良学生になりますが、その学生を選ぶ選定に際しまして、北九州市が面接を行いまして、就職活動に係る意欲を直接判断した上で、証明書を発行することとしたいと思っています。また、選んだ後も、就職活動の確認をきちんとやっていきたいと思っています。本市では、北九州市外国人材就業サポートセンターを開設しまして、各種のそういう就職支援を行うとともに、市内の企業向けにも受入促進のためのサービスを提供しています。対象者には、このサポートセンターが実施する就職マッチングサポート制度がございますが、これの活用を必須としまして、市と定期的に面談を行っていただいて、その中で活動状況の報告を求めていきたいと思っております。就職マッチングサポート事業では、就職を希望している留学生に対しまして、企業のマッチングや紹介のほかに、履歴書の書き方や面接の準備、在留資格の手続に至るまで、専門の相談員が支援を行っております。対象者がマッチングサポートを利用する際に、市も同席しまして、専門相談員の力を借りることによりまして、市が単独で面談をするよりもよりきめの細かい就職活動状況の確認やサポートができるものと考えております。また、残念ながら就職活動が困難になってしまった場合は、在留期間が満了するまでの間に確実に帰国するように、北九州市も対象者を直接指導してまいりたいと考えております。加えまして、資格外の活動の管理としまして、市が対象者に、就労状況、アルバイト先や就労時間の届出を求めることとしまして、週28時間を超える資格外活動、オーバーワークにならないようにという確認や指導をしていきたいと考えています。この提案が実現することによりまして、日本での就職を目指して来日する優秀な外国人留学生の皆さんが増加し、留学生の国内での就職率の向上に貢献すると期待しております。

私からの説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から御質問や御意見をお伺いできればと思いますけれども、いかがでしょうか。

私から、2点よろしいでしょうか。

まず1点目に活動状況の確認、帰国指導、資格外活動の管理、対象者の選定も含めて、四つのことを北九州市がおやりになるということですが、もしも北九州市が直接面接をされて優良な学生だということを御判断いただけるのであれば、別に直近で優良校の認定がなくても、北九州市が優良な学生なのかどうなのかということ判断した上で1年間の就活をさせるということなので、直近で優良校認定があることは必ずしも必要がないようにも思うのですが、それはいかがでしょうか。

次に、例えば就活が困難になったときの帰国指導や資格外活動の管理は、もう卒業しているわけですので、現行制度において誰もやっていなかったような感じもするのですが、日本語学校がやっていたことなのでしょう。それとも、北九州市が新たに行うものなのでしょう。

それをお伺いできればと思います。

○泊特区担当課長 まず、最初は、適正校でなくても、市が関与していれば、直近というか、その時点で適正校でなくても、大丈夫なのではないかということで良かったですかね。

○中川座長 はい。

○泊特区担当課長 市で最初に検討した時点で適正校でなくてもということはあったのですが、色々検討する中で、全く学校の関与がない状態で市だけで単独で留学生を管理することはなかなか難しいということになりまして、学校も一緒になって市と管理していただく感じで考えております。そうなりますと、申請時点では適正校という要件があったほうがいいのではないかと判断したのです。そういった経緯になります。

○北尾特区担当係長 私どもといたしましては、まずは、最終的には適正校の要件がなくても管理できる状況になることが望ましいと考えておりますが、段階的にそういった信頼性を確保しながら規制改革を進めていければと考えてございます。

○中川座長 帰国指導や資格外活動の管理は、今は誰がやっているのですか。

○北尾特区担当係長 現在も、日本語学校につきましては、就職活動の現状の全国展開をされたものを使う際には、しっかりと日本語学校で連携を取りながら就職活動を支援しているところでございますので、私どもは日本語学校と非常に密にお話しさせていただいている状況の中、もしこの特例が認められた場合については、さらにそこに市の関与を加えまして、適正な管理をしていければと考えてございます。

以上でございます。

○中川座長 日本語学校がそういうことをやることは、制度の前提としてあるということですか。

○泊特区担当課長 適正校・非適正校が、先ほど御説明したように、在席率というか、そ

ちらの問題があった生徒の割合が5%以下が条件と伺っておりまして、卒業した後も、在席した時点で。

○北尾特区担当係長 すみません。

事務局提出資料の3ページに付けてございますものは今の制度になりますけれども、海外の大卒等の支援の取扱いについて、2(1)オに記載してございますように、「在籍していた日本語教育機関と卒業等後も定期的に面談を行い」と、その辺は現行の制度でも担保しているところです。それに市の関与もさらに加えていくというところで考えてございます。

○中川座長 学生の選別も市が関与するし、こういった卒業後の措置みたいなものも市が関与して、しっかりとさせるので、3年間連続ではなくて直近1年間でもいいではないかということだと思えばよろしいですか。

○泊特区担当課長 はい。そう考えております。

○中川座長 分かりました。

落合委員、どうぞ。

○落合座長代理 御説明をありがとうございます。

非常に意欲的な取組だと思えますし、できるように整理をしていきたいと思えます。

その視点ではあるのですが、多分現実に議論を進めると色々と所管官庁からおっしゃられることがあるかと思えますので、そういう準備の意味も含めて、質問させていただきたいと思えます。

まず、一つが、座長に想定範囲は大体お話しいただいたかと思えますが、市として具体的に何ができるかが大事かと思えます。もちろん市の方に関わっていただいているという意味で、当然ながら信用補完になるという最低限の意味合いはあると思えます。具体的にこういう部分は市において指導もしくは何らかの追加の対応ができる部分があるということが実質的には大事ではないかと思えますので、今の時点で御想定している内容があれば、できる限り具体的にお話しいただければと思えます。

もう一つが、北九市内で不適正校として認定されている場合、そういう学校については、どういう状況があって不適正と認定されているのか教えていただければと思いました。

○北尾特区担当係長 北九州市の北尾でございます。

具体的な市の関与につきまして御質問いただきましたけれども、先ほども申しましたように、今回、市の関与といっても、専門ではないところもございまして、そこにつきましては、北九州市外国人材就業サポートセンター制度を活用するというところで、そこに日頃から外国人の市内企業とのマッチングを図る専門の相談員がおりますので、そういったところの支援も借りながら、市としてしっかりとサポートをしていきたいと考えてございます。

非適正校につきまして、今回ヒアリングで分かりましたことは、在留資格の更新時に、資格外活動の時間、いわゆるオーバーワークで更新が認められなかったところで非適正校

になってしまったという年度がございまして、それをきっかけにこの提案をしたところでございます。ただ、日頃からかなり厳格に管理はしているところ、なかなか完全にコントロールはできない中、1年だけでございまして、次の年は全ての学校が適正校に復帰をしているところでございますので、3年連続は常に確証が持てるところではないというところ、これで規制改革ができればという思いでございます。

以上です。

○落合座長代理 分かりました。ありがとうございます。

そうしますと、基本的には、マッチングサポート業務の中で、学校分野だけではなく、別の分野について、いくらか御知見がある方が、その視点で、追加してスクリーニングをしたり助言をしたりすることがあるので、これによって、適正に活動をしていることについて確認されており、事柄の性質上、完全に保証まではできないと思いますが、できる限り実効性のある確認の体制になるよう、一つでも上乘せの部分を作っておこうとされていると理解いたしました。

また、不適正校の関係では、過去の不適正だった場面が限られた場面だけだったということでもありますので、実際はしっかりと対応が行われていること自体は、今後の議論の場などで、よく御説明できるような材料や補強できるようなものは、ヒアリングなどをしておいていただいて、御準備いただけると、議論として前に進みやすいかと思いました。

どうもありがとうございます。

○泊特区担当課長 ありがとうございます。

○中川座長 堀委員と阿曾沼委員から手が挙がっているみたいなので、堀委員から、お願いいたします。

○堀委員 御説明ありがとうございます。

御説明の内容によると、既に適正校では卒業後の就職活動延長について行われているわけですが、非適正校であっても、3年のうち1年以上の非適正校ということであれば、今回の措置で、卒業後の就職活動延長の推薦ができる制度だと理解したのですが、これによって、今、適正校がどのぐらいあって、この措置によって、どのぐらいの非適正校の数が増え、優良学生としてはどのぐらいの対象人数増加が見込まれるのかということについて、お伺いさせてください。

また、現状で、日本語学校を卒業した後の就職活動延長は実際に効果が出ているのかどうか、海外大学卒業の留学生なので是非日本で就職してもらいたいという御要望だと思うのですが、実際にどういうところに就職をしている実態になっているのか、そのあたりも少し教えていただけると幸いです。

○中川座長 お願いします。

○泊特区担当課長 今、適正校と非適正校が何校ぐらいあって、それがどのぐらい適正校になっているか、非適正校のままなのか、学校の数ということで、まずはよろしいですか。

○堀委員 質問を整理すると、現在の適正校での就職活動延長により、実態として就職で

きるような現状なのか、今の適正校の数に加えて、この措置を行うと非適正校の中でもこの要件を満たしてさらに推薦することができる学校数及び見込まれる学生数がどのぐらい増加することになるのかという見通し、両方を伺えたらと思いました。

○泊特区担当課長 分かりました。

○北尾特区担当係長 まず、現在、北九州市の告示校で適正校・非適正校の対象になっているものは5校がございます。その5校のうち、令和4年度に4校が非適正校になっておりまして、その4校につきましては、今、制度は使えないことになっております。令和5年度は全て5校とも適正校に復帰をいたしましたので、あと2年継続すれば使えるようになるところでございます。ただ、その5校のうち、今回の就職活動延長の制度を使っているのは2校になりまして、そのうち1校は適正校ですので、今も使える状況でございます。

2点目でございますけれども、今回の対象としているのは海外大卒の留学生で、一般的には、高校などを卒業して日本語学校に通って、その後、日本の大学に進まれる留学生の方が大半でございます。私どもが把握している数といたしましては、海外の大学を卒業してくる留学生は非常に少ないというところは把握してございます。今回、北九州市提出資料の2ページでお示ししていますように、これまでに利用された方は8名になっておりますが、コロナ等もございまして、今は制度を使っていない3校につきましても、就職コースを設置したら受入れが増えて、潜在的なニーズはかなりあるものと考えてございます。

○堀委員 業態などの種別はありますか。

○北尾特区担当係長 今把握しているものは、直近では、IT業界に就職された方が1名おりまして、過去には、輸入関係、アンティークとか家具店の買い付けといった語学力を生かした業務をされている方などが、事例としては、ございます。

以上でございます。

○堀委員 分かりました。この制度によって劇的にたくさんの学生が対象になるというよりは、例外的な措置であって、これが認められることによって対象となる学生が少し増える見込みであるということが分かりました。いずれにせよ、学生にとってみれば、ほかの不良学生のために学校が不適正校になってしまうとその措置を受けられないということは問題だろうと思います。今回の措置は、努力している生徒が報われて、かつ、市内の企業あるいは日本の企業で有用な人材を獲得できるチャンスが生まれるという観点からすれば、是非進めていただくべき案件だと理解しました。

ありがとうございます。

○泊特区担当課長 ありがとうございます。

○中川座長 それでは、阿曾沼委員、お願いします。

○阿曾沼委員 御説明をありがとうございました。

基本的な質問になってしまうと思いますが、確認です。今回対象としているのは、過去に適正校であったが現在は適正校ではない、もしくは3年続けて適正校ではないものが対

象の学校になるわけですね。

○泊特区担当課長　そうです。

○阿曾沼委員　学校の評価によって就職活動に差が出てくることはあまり良いことではないので、個人を考えて有効な就職活動ができればいいと私も思いますが、その優良学生の判断は各学校の絶対的な評価になると思います。例えば、北九州市の5校の相対的な評価として、この人はきちんとした優秀な学生だという判断基準は、北九州市としては、何か考えられるのでしょうか。

○北尾特区担当係長　まずは、一つ、出席率が考えられるとは思っております。そのほか、地域での活動状況や日本語の能力は考えられると思っておりますので、今後、それはしっかりと日本語学校と協議しながら詰めていきたいと考えております。

○阿曾沼委員　できれば、北九州市として、北九州市における日本語学校及び北九州市における就職の支援をされるということであれば、各学校の絶対的評価での優秀さということではなく、相対的な評価として客観的な基準などがあると、より継続した事業になっていくのではないかと思いますので、その辺をお考えになっておくとうまいかと思っております。

また、不法残留者や資格外活動の管理は結構大変なのだろうと思うのですが、北九州市の方がこの管理も関与されるという前提でよろしいのでしょうか。

○北尾特区担当係長　そこも、限界はあるとは思いますが、日本語学校とともに、ヒアリング、面談とかでしっかりと確認をしていきたいと考えております。プライバシーの問題もあるので、完全に行っていくことは難しいと思っておりますけれども、例えば、預金通帳の確認とかも必要に応じてやっていくこととしております。

○阿曾沼委員　適正校か非適正校で言えば、皆が適正校になるといいと思うのですが、政令市である北九州市が関与され、5校の底上げが必要と認識されるのであれば、教育レベルや教育の在り方について、地域協議会などを作って、学校全体のレベルを上げていく努力などもされていくのでしょうか。そこはあまり考えていないのでしょうか。

○北尾特区担当係長　現時点で、底上げというところまでは想定していないところではございますけれども、私どもには国際交流の部門とかもありますので、そういったところと密に連携しながら、しっかりと取り組んでいきたいと考えてございます。

○阿曾沼委員　全国の特例になるわけですから、各地域の方が見て、なるほど、という評価になるようになさると良いと思います。その辺は、北九州市として、他の県などの状況も御勘案されて、少し精緻化されていくとうまいかと思いました。

ありがとうございました。

○泊特区担当課長　ありがとうございます。

○中川座長　それでは、本間委員、お願いします。

○本間委員　御説明をありがとうございました。

今、この形で是非実現しようということが一つはあるのですが、冒頭に中川座長が言われたように、非適正校であったとしても、自治体が関与するのであれば制度の活用が可能

であると、これをもう少し推し進めていったほうがいいのかなどという気もするのですね。申請時に適正校であればということを経験しているわけで、たまたまそのときに問題者の割合が5%を超えるということがないわけでもない。要するに、3年から1年に変わったということで、言わば連帯責任を優秀な学生が負わされる可能性は排除できないわけですね。そういう意味では、最終的には自治体の判断で制度の活用をしたいとおっしゃっていましたので、むしろそちらを目指して対策を練ったほうがいいのかなど、個人的には思うのです。連帯責任を排除できないということが、個人的にはちょっと気になることです。特区自治体の関与ということを経験して、学校と一緒に様々な就職支援をしていきたいということであれば、その条件を整備して、優良学生であることの定義と言いますか、その範疇をきちんと制度化する、あるいは、学校に伝えるという基準づくりなどを明確にするという方法もあるのではないかと思います。当該官庁との折衝になるでしょうから、2面的にアプローチをする、対策を練ることも一つのアイデアかと思っております。

以上です。

○泊特区担当課長 大変参考になります。ありがとうございます。

○中川座長 それでは、何か御発言を求める委員の方はいらっしゃいますか。

いらっしゃいませんでしたら、北九州市の今回の提案は、是非推し進めていただきたいという方向性は一致しているかと思います。そもそも直近の適正校という要件を付けるかどうかは、必ずしもそういうことだけを目指すものではないのではないかと御意見もありましたけれども、北九州市としては、ひとまずはそこを突破口にして規制改革を実現してまいりたいと、戦術的なやり方としては理解できる場所だと思っております。

ただ、ほかの委員の方、皆さん、おっしゃっているように、おそらく規制を緩和する、3年間連続適正校という要件を緩和する代替措置として、北九州市の関与があるわけですので、できるだけ具体的に、北九州市の取組、あるいは、その基準づくり、優良学生に関する基準づくりについて、御説明が可能であるほうが、これからの交渉では有用ではないかという気がしました。

堀委員とのやりとりでお伺いできたことは、大きく量が増えるという見直しには立っていないということですので、実績として、IT企業に就職されている、あるいは、語学能力を生かしたような職についているという実績があるのであれば、国が進めているDX化といったストーリーの中で、こういう制度を使っていくことが今でも役に立っているというストーリーづくりはあり得るのかなという気もしました。

いずれにしろ、北九州市の関与の内容をできるだけ詰めておくことが最も重要なことではないかという感想を持ちましたので、是非その辺を詰めていただいた上でこの提案を推し進めていただければと思っております。

ほかの先生方、よろしいでしょうか。

よろしければ、これを持ちまして、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを終わ

りたいと思います。

お忙しい中、御参加いただきまして、どうもありがとうございました。